

(5) 「首都圏緊急対応プロジェクト」の推進 －首都圏における課題の解消－

首都圏では、年金相談業務の急増、人員不足や人員格差等の特有の問題が生じ、国民の皆様へのサービス提供に支障が生じていることから、東京・埼玉・千葉・神奈川の社会保険事務局長を責任者とする「首都圏緊急対応プロジェクト」を設置しました。今後、このプロジェクトチームを中心として、人員格差の是正（本年10月より着手）、社会保険事務所等の拠点の配置の見直し（平成18年度より順次実施）、首都圏における社会保険事務局のブロック化（新組織の発足に併せて実施）、保険料徴収モデルの先行実施等、首都圏特有の課題の解消に取り組みます。

(6) 免除申請手続の簡素化 －申請者の負担の軽減－

一定の所得以下の方が国民年金保険料の納付の免除を受けようとする場合には、毎年申請書を提出することが必要となっていますが、申請者の御負担を軽減するため、本年7月以降、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も所得が基準以下の場合には、毎年申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入します。

(7) 政府管掌健康保険における被保険者サービスの充実

－被保険者重視のサービス－

政管健保については、今月末以降の医療費通知においてレセプト開示の手続き等のお知らせを開始するとともに、各種事業の内容について被保険者一人ひとりのお手元に届くよう情報提供を行います。

また、本年3月には被保険者の方に対して保健事業に関するアンケート調査を行ったところであり、こうした利用者の声を踏まえて、健診の受診者の拡大など生活習慣病予防対策の充実方策を検討・実施します。

(8) 企業における効率的な社会保険事務の実施 －柔軟な事務処理－

社会保険の手続きについては、本社が一括して行うか、事業所ごとに行うかとなっていますが、企業における社会保険の事務処理がより効率的にできるよう、事業所ごとに手続きを行っている企業であっても、本社で人事等を管理している職員については、本社で手続きを行うこともできることを改めて明確化し、周知します。

2. 保険料収納率の向上 －新たな官民ジョイントシステムの構築－

公的年金制度の安定的な運営を図るとともに、保険料をお納めいただいている方々との公平を確保するため、保険料の収納対策をより一層強化します。

国民年金については、既に、平成19年度に保険料収納率80%（平成16年度：63.6%）を達成することを目標として掲げ、昨年来、

- ・社会保険事務局及び社会保険事務所ごとに具体的な目標と対策を掲げた行動計画の策定
 - ・負担能力がありながら保険料を納めていただけない方に対する強制徴収の拡大
 - ・口座振替制度やコンビニ、インターネット、携帯電話による納付など、保険料を納めやすい環境づくり
- 等の取組を進めてきました。

また、本年4月からは、単身世帯の免除基準の緩和（保険料の納付が免除される所得基準を緩和）、学生納付特例の対象拡大（在学中の保険料納付を猶予する制度が適用される学校の範囲を拡大）、若年者納付猶予制度（保険料の納付が困難である若年層の方について保険料納付を猶予し、事後的に納付できる制度）の創設、口座振替割引制度（保険料を口座振替により当月末引き落としとした場合（通常の納付期限は翌月末）に一定の割引をする制度）の導入を行いました。

今後は、これまでの取組を基盤として、次の対策をさらに進めます。

(1) 年金制度について御理解いただくための取組の推進

－創意工夫を凝らした年金広報・教育－

収納対策の基本は、保険料をお支払いいただく国民の皆様に対して、年金制度についての十分な御理解をいただくことであると考えています。

これまで新聞、雑誌等による広報や中学生・高校生に対する年金セミナーの実施等の取組を進めるとともに、保険料を納めていただけない被保険者の方に対しては、国民年金推進員等が電話や訪問により制度の趣旨等を説明し、保険料納付を個別にお願いしてきました。

今後はこれらの取組について更に創意工夫を凝らすとともに、今年度から、年金セミナーの実施規模を拡大するほか、新たに大学における年金教育の取組を進めます。

(2) 「新たな保険料徴収モデル」の展開　－効率・効果を徹底的に追求－

これまでの各社会保険事務所における取組状況を十分に分析した上で、個々の被保険者の負担能力、滞納期間、年齢等の特性に応じた効果的な督促の方法をモデルとして標準化し、より効率的で効果的な督促業務を全国的に展開します。

(3) 強制徴収業務の強化　－公平性の確保－

昨年10月より、市町村から所得情報の提供を受け、それに基づき、保険料の負担能力がありながら納めていただけない方には強制徴収（平成16年度は約3万人を対象に実施）を、また、負担能力がなく未納となっている方には免除申請の勧奨を行ってきました。

今後は、市町村からの所得情報を電子媒体で提供されるようシステム化を進め、十分な所得情報を円滑に入手できるようにしつつ、今年度は10万人を対象に強制徴収を実施します。また、その後できる限り早期に、外部委託の拡大等により生じた人員の一部を強制徴収の要員へシフトさせ、年間60万人程度の方に対して強制徴収が実施できる体制を整えます。

(4) 民間のノウハウとの組み合わせによる効果的な業務の実現

－民間の力を最大限活用－

本年10月より、保険料収納業務を市場化テストの対象（平成17年度は5ヶ所の社会保険事務所）にするなど、外部委託を積極的に進めていますが、今後、その全国的な展開を目指した取組を進め、国の実施する強制徴収等の業務と民間のノウハウを活用した納付督促業務との組み合わせにより、最大の効果を期待できる徴収業務を実現します。